

平成 23 年度第 2 回
文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 23 年 7 月 27 日（水）

午後 2 時～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

出席者：（委員） 内山忠明 前田俊房 諸岡健至 木元武一 宮崎文雄

中山泰一 平本喜祿

（事務局）企画政策部長 渡部敏明 企画政策部広報課長 石嶋大介

広報課行政情報担当主査 阿部英幸

広報課行政情報担当主事 竹内陽子

欠席者：（委員） 宮内秀一

1 開会

○広報課長 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

委員の皆さんの出席状況でございますが、宮内委員が欠席でございます。その他の委員の皆様はご出席いただいております。

また、皆様方には、このたび文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会委員につきまして、就任をご快諾いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、任期初めての会合でございますので、後ほど会長及び副会長のご選出をお願いいたしますが、それまでの間、司会を務めさせていただきます広報課長の石嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

2 委嘱状の交付

○広報課長 それではまず、当運営審議会委員に就任されました皆様に対しまして、成澤区長から委嘱状の交付を行います。

（区長 委嘱状の交付）

3 区長あいさつ

○広報課長 ここで、成澤区長からごあいさつを申し上げます。

○区長 皆さん、こんにちは。区長の成澤でございます。

本日、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の新しい任期に当たりまして、再任の方を含めて委員の委嘱をさせていただいたところでございます。

この審議会は、区長の諮問に応じて情報公開や個人情報保護の制度運営上の問題についてご意見を伺っておりますが、そのほかにも、この制度全般につきまして、皆様の側から区側にさまざまなご意見をいただくという意味も併せ持っている審議会でございます。

個人情報の取り扱いについては、不適切な取り扱いにより行政機関や事業者に対する信頼が一夜にして失墜するという事例を多々目にしております。区では区民の個人情報について、十二分の慎重さを持って取り扱っているところですが、その一方で、今回の大震災においても、災害時の弱者対策や高齢者の安心見守りネットなど必要なところに必要な情報を提供するというのも、私たちの重要な役割だと認識しているところでございます。

また、区民参画のさらなる推進を図っていくためにも、区民に対して区政情報を適切に公開、提供していきながら、区政の透明性を確保することも大変重要であります。

今後、制度運営上の様々な問題について、皆様に諮問申し上げることになろうかと存じます。また、諮問案件だけではなく、この審議会を通してさまざまなご意見を頂戴できればと存じます。忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、任期の始めに当たりまのごあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○広報課長 それでは、申し訳ございません、区長は他に所用がございますので、ここで退席させていただきます。

○区長 よろしくお願ひいたします。

(区長退席)

4 委員・職員の紹介

○広報課長 それでは続きまして、本日、本期初めての顔合わせでございますので、委員の皆様方並びに職員の紹介をさせていただきます。

お手元の名簿をご覧いただきたいと存じます。名簿の記載順にご紹介させていただきます。

まず初めに、日本大学教授の内山委員です。

○内山委員 内山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○広報課長 次に、企業代表の木元委員です。

○木元委員 木元でございます。よろしくお願ひします。

○広報課長 次に、公募委員の中山委員です。

○中山委員 中山です。よろしくお願ひいたします。

○広報課長 次に、公募委員の平本委員です。
○平本委員 平本です。よろしくお願ひします。
○広報課長 次に、人権擁護委員の前田委員です。
○前田委員 前田でございます。よろしくお願ひいたします。

○広報課長 次に、本日欠席ですが、労働組合代表の宮内委員です。
次に、区議会代表の宮崎委員です。

○宮崎委員 議長の宮崎です。よろしくお願ひします。
○広報課長 次に、町会代表の諸岡委員です。
○諸岡委員 諸岡でございます。よろしくお願ひします。
○広報課長 次に、事務局でございますが、企画政策部長の渡部でございます。
○企画政策部長 渡部でございます。よろしくお願ひします。

○広報課長 私は、広報課長の石嶋と申します。よろしくお願ひいたします。
次に、広報課の担当職員をご紹介します。

担当主査の阿部でございます。
○行政情報担当主査 阿部でございます。よろしくお願ひいたします。
○広報課長 担当主事の竹内でございます。
○行政情報担当主事 竹内でございます。よろしくお願ひします。
○広報課長 どうぞよろしくお願ひいたします。

5 企画政策部長あいさつ

○広報課長 それでは、渡部企画政策部長からごあいさつ申し上げます。
○企画政策部長 企画政策部長の渡部でございます。

このたび、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、会議にご出席をいただきましたことについても、御礼を申し上げます。

ご存じの方もいらっしゃるかもわかりませんが、文京区では、昭和61年に情報公開制度がスタートいたしまして、もう既に四半世紀がたっております。開かれた区政を推進するための重要な手段の一つとなっているかと思います。また、個人情報保護制度につきましても、20年近くたちまして、区民の個人情報を守るシステムとして定着してきているのかなというように感

じております。

いずれの制度も、制度としては、今、一応安定しているのかなというように感じておりますが、当面、この制度を適切に運用していくのが重要かなというように思っております。ただ、今後、社会状況の変化等によっては、制度そのものを見直さなければいけないということも出てくるかもしれません。いずれにしましても、委員の皆様には、さまざまな角度からご意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

6 正・副会長の選出

○広報課長 それでは、お手元の次第の6番目になります。当運営審議会の正・副会長の選出に移らせていただきます。

当運営審議会におきましては、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第5条によりまして、正・副会長を互選いただくことになっております。

まず、会長でございますが、いかがいたしましょうか。

○前田委員 学識経験者であります内山委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○広報課長 ただいま会長に内山委員とのご意見がございましたが、そのようにお取り計らいしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○広報課長 ありがとうございます。それでは、会長に内山委員が選出されました。

次に、副会長の選出でございますが、いかがいたしましょうか。

○内山委員 引き続きということですが、前田委員にお願いいただきたいと思います。

○広報課長 副会長に前田委員という声がありましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○広報課長 ありがとうございました。それでは、副会長に前田委員が選出されました。よろしくお願ひいたします。

それでは、お手数ですが、会長、副会長はそれぞれの席のほうにお移りください。

(内山、前田委員席を移動)

○広報課長 それでは、早速でございますが、内山会長にごあいさつをお願いいたします。

○内山会長 内山でございます。

文京区の情報公開及び個人情報保護についての審議会ということでございます。文京区政の

根幹を支える重要な制度という認識を持ってございます。選任をしていただきましたが、心を新たにして、委員の皆様方のお力をいただいた上で、文京区の情報公開、個人情報保護が適切に運営されますように力を尽くす所存でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○広報課長 ありがとうございました。

続きまして、前田副会長から。

○前田副会長 前田でございます。

21年7月から、人権擁護委員ということで、この審議会に参加させていただいております。過去の経験から、この委員会がいかに重要な機能を有しているか、いかに重要なチェックをしなくてはならないかということを深く認識させていただきました。

今後ともよろしくお願ひいたします。

○広報課長 ありがとうございました。

それでは、進行を内山会長のほうにお願いいたします。

7 情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について

○内山会長 それでは、引き続き会を進行させていただきますが、次に次第の7番目、情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について、事務局からご説明をいただきます。

お願ひいたします。

○広報課長 それでは、会長のほうから発言がありました、次第の7番目、文京区の情報公開制度及び個人情報保護制度につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、座させていただいて説明させていただきます。

まず、説明の前に、予めご送付申し上げております資料について、ご確認をお願いします。

右上のほうに資料と四角く囲んだものが前もって郵送でお送りしたものですが、1番目に当運営審議会の概要についての説明資料、それから2番目に文京区の情報公開制度につきましての概要説明資料、それが4ページあります、次に文京区の個人情報保護制度につきましての概要説明資料、4番目に、最後になりますが、昨年度の情報公開請求件数及び個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものが表裏1枚になっております。最後に、過去6年間の情報公開件数等の推移をグラフにお示ししたものがございます。

それから、席上配付としては、次第と委員の皆様の名簿、それから取消訴訟について報告資

料がございます。

また、以上の資料とは別に、冊子をご用意しております。こちらの黄色い冊子ですね、「第3版 情報公開制度事務要領」と、それから「個人情報保護制度事務要領」、白い冊子ですね、この2点は従来どおりであります。

また、今回、新しく委員にご就任いただきました方々には、同じものを1部ずつ別に用意してございますので、お荷物になりますが、お持ち帰りいただいて結構でございますので、よろしくお願ひします。

そのほか、「個人情報保護ハンドブック」、職員のための冊子でございますが、その冊子を用意いたしました。これは職員の啓発と実務の助けとする目的で作成したものでございます。どちらも、新任の委員の皆様につきましては、参考にお配りしております。

それでは、お時間の関係もございますので、それぞれの概要を資料に沿って説明させていただきます。

まず、情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会について説明いたします。

資料をご覧いただきたいと思います。資料の1ページをご覧ください。

運営審議会の役割としまして、条例を引いてございます。大きく3点ございます。

1点目は、次の事項について、区長の諮問に応じて答申をしますということで、個人情報保護条例の規定によって意見を聞くこととされた事項、それから情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項、このようなことにつきまして、区長の諮問に応じて審議し、答申をいただくということになっております。

それから、大きな役割の2つ目としまして、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議、意見を申し立てることができるということになっております。

それから、3点目でございますが、これは定例報告でございます。毎年1回、情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況について、ご報告を行うということになっております。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。

具体的に、最近どのような答申をいただいているかということをまとめたものでございます。平成18年度から昨年、平成22年度までの答申事項でございます。ご覧いただいているとおり、個人情報保護条例に基づきまして、個人情報の目的外利用や外部提供等を行う際に諮問するケースが多くなっております。

続きまして、文京区の情報公開制度につきましてご説明を申し上げます。

上のほうに「文京区の情報公開制度」というように書かれている資料をご覧ください。

冒頭にもございますが、情報公開制度とは、区が保有している行政情報を請求に基づいて公開する制度であります。公正で民主的な行政を推進するために、区民等の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすための制度でございます。文京区では、文京区情報公開条例に基づいて、この制度を運用しております。

文京区の制度の特徴といたしましては、1番にございます、どなたでも公開請求ができるということ。それと、3番目にありますが、このシビックセンターの2階にあります受付窓口を行政情報センターに一本化しているということ。また、2ページ目の5番にあります、原則として即日公開することとしていること。それから、7番目にあります、手数料は無料ということになっております。

なお、行政情報は原則公開となっておりますが、前のページに戻っていただきまして、4番のとおり、公開しないことができる情報につきましては、条例でここに書かれているとおり規定しているところでございます。

それから、すみません、3ページ目をご覧いただきたいと思います。

上のほうは、指定管理者制度の導入に伴いまして、指定管理者が保有している情報について、情報公開が後退することのないように、情報公開条例の規定を整備し、ここに書かれているよう、3点について指定管理者に関する特例を設けております。

また、次の情報提供制度でございますが、ここに記載のとおり、区の基本計画や会議体の議事録、主要事業の進行状況等の区政に関する重要な事項につきまして、公表することを義務づけております。

次の4ページ目の2つ目の囲みのところでございますが、情報公開及び個人情報保護審査会についてです。こちらは条例によって設置された機関であります。非公開の決定等に不服がある場合につきまして、この審査会に救済を申し立てることができるという制度を設けているものでございます。審査会は、情報公開等の決定内容に疑義があると認める場合について、実施機関に対しまして、決定内容のは正及びその他の措置を講じるように勧告することができるという制度を設けております。

続きまして、文京区の個人情報保護制度についてご説明申し上げます。

上のほうに「文京区の個人情報保護制度」と書かれている資料をご覧ください。

区では、区民生活に密着した仕事をしていますので、区民の個人情報を数多く取り扱っております。個人情報保護制度は、不適正な取り扱いによって個人の権利や利益が侵害されないよ

うに、個人情報についての安全を確保するための制度で、文京区個人情報の保護に関する条例を定め、取り扱いの原則や区民の権利を定めております。

この制度は、2つの大きな柱からできております。1つは、区が個人情報を取り扱う際に守らなければならないルールを定めております。もう一つは、区が保有している個人情報について、本人に情報の開示請求や訂正請求、自己に関する情報の流れをコントロールする権利があるということで定められております。

次にございますのが、本条例で考えております個人情報についてであります。個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報をいいます。個人情報のうち、区が職務上保管し、利用するものを保有個人情報といいます。保有個人情報には、文書、図画、写真、フィルム、磁気ディスク、その他これらに類する媒体に記録されたものがあります。この保有情報につきましては、本人からの開示請求等の対象となります。

恐縮ですが、2ページ目をご覧ください。

2ページ目の1つ目の囲みでございますが、個人情報保護制度の目的をまとめたものとなっております。

区の条例では、先程申し上げました自己情報のコントロール権の保障を定めております。自己情報コントロール権とは、一般に自分に関してどのような情報が集積されているのかを知る権利、また、どのような目的に利用されているのかを知り、それを許可するかどうかを決める権利と説明しております。

従来のプライバシー権が、1人にしてもらう権利と理解されているのに対しまして、高度情報化社会を背景に、現在では自己情報コントロール権として理解されるようになってきております。区の条例では、個人情報保護制度の目的が基本的人権の擁護であることを明記し、本人が自己の情報に関する権利を請求権として規定しています。

続きまして、3ページをご覧ください。

区の条例で個人情報の収集、保管、利用の各場面で取り扱いのルールを定め、それをまとめたものとなっております。

まず、収集についてですが、適法かつ公正な手段によって必要最小限の情報を収集するというようになっております。また、収集禁止事項として、いわゆるセンシティブ情報と言われるものを見定しているところでございます。また、収集の際には、目的根拠を明らかにして、本人から直接収集することを原則としております。

また、区が個人情報を取り扱っている業務について公開することになっておりまして、すべ

ての個人情報を取り扱う業務について、ここに書いております、個人情報業務登録簿、またデータベース化など体系的に集約したものの登録簿である個人情報ファイル簿の2種類で業務を公開しております。

続きまして、大きな2番目ですが、収集した個人情報の管理の原則であります。区役所内部の管理の徹底とともに、次のページ、4ページにありますとおり、業務委託に関しましても、受託者に対しまして必要な措置と責務について定めているところでございます。

次に、大きな3番でございます。個人情報の利用の原則を定めております。業務の目的に即して適正かつ合理的に利用しなければならないとしており、目的外利用の制限、外部提供の制限、電子計算組織へのセンシティブ情報の記録の禁止、外部結合による個人情報の提供の禁止を定めております。

先ほど、過去の審議会の答申をいただいたケースをご報告しましたが、この利用の原則に関するものがほとんどとなっております。

続きまして、次の5ページをご覧ください。

こちらは、自己情報コントロール権の保障として、開示等の請求権と救済の申し出制度についてまとめております。

初めに、開示等の請求権についてですが、個人情報の本人は、自己に関する情報の開示・訂正・削除・利用中止を請求できることとされています。

それから、大きな2番にありますとおり、この請求に対する決定について、情報公開の請求と同じように、原則として即日決定することになっているとともに、非開示情報を開示したのと同じ結果になるような請求に対しましては、情報の存否を含めて応答拒否ができることになっております。

次の6ページですが、大きな3番は、不服申立制度につきまして記載されております。情報公開制度と同じように、救済の申し出につきまして、行政不服審査法上の異議申立制度とは別に独自の申立制度としまして、情報公開及び個人情報保護審査会に対して救済の申出ができることになっております。

続きまして、罰則についてですが、国の行政機関の個人情報保護法との整合性を図りながら、平成17年3月に改正したものでございます。個人情報の不適切な取り扱いに対する罰則を設けたものです。具体的には、個人情報ファイルの提供、保有個人情報の提供または盗用、7ページにありますが、個人、法人等の従事者と受託者、両者に対する罰則、職権濫用による個人情報の収集、それから不正手段による個人情報の開示請求について、それぞれ罰則規定を設けた

ものです。

次に、その他の制度でございますが、4の指定管理者に対する特例ですが、情報公開制度と対応する形で、指定管理者に対する特例を個人情報保護制度の中でも位置づけているところでございます。

それでは続きまして、平成22年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況についてご説明いたします。

まず、実施機関別行政情報の公開請求件数の資料をご覧ください。

昨年度、平成22年度につきましては、情報公開の請求件数は、合計、右下にあります249件で、内訳としましては、全部公開が114件、一部公開が108件、非公開は27件でございます。

恐れ入りますが、裏面をご覧ください。

これは個人情報の実施機関別の開示等請求件数の一覧になっております。請求件数の合計は、右下の合計のところにあります58件で、内訳としましては、全部開示が33件、一部開示が11件、非開示が14件でございます。

最後になりますが、情報公開請求、個人情報開示請求の推移についてのグラフになっております。平成17年度から平成22年度までをまとめたものでございます。区政の課題が多かった平成18年度が飛び抜けておりますが、ここ数年は落ちついた状況になっております。また、個人情報の開示請求につきましても、横ばいの状況が続いております。

説明は以上でございます。

○内山会長 ありがとうございました。説明が終わりました。このことについてご質問ないしご意見があれば、頂戴したいと存じます。

私から。最後の情報公開請求及び個人情報開示請求の推移というのは、今日の資料の1ページ目の運営審議会の役割の中の3番の、毎年1回、この制度についての運用状況について報告をするという、これに当たるのですか。これとは全く別に行うということなのですか。

○広報課長 すみません、今、会長が申し上げましたとおり、毎年、定例報告を行いますので、その中でこの辺の件数等につきましてもご報告申し上げます。

○内山会長 今、これで報告をいただいたということになるのか、また別途、機会を改めてということですか。

○広報課長 これはあくまでも概要の説明ということで、別途、定例報告します。

○内山会長 ということでございます。

○宮崎委員 よろしいですか。

今、会長からお話が出たこの推移の中で、平成18年がこんなに多かったというのは、何か事件があったのですか。事件というか、問題が区にあったわけでしょう。それで皆さんのが区の情報を得たいということで請求したと思うのですが、これは何が。

○広報課長 この当時、元町公園の問題がありまして、それから、教育委員会のほうで、いわゆる学校の統廃合の問題、その辺が大きく平成18年、その当時ありますと、飛び抜けて情報公開請求が多くなったということでございます。区政の課題といいますか、その当時、そういういろいろ区の課題がありますと、それに対する情報公開請求です。

○宮崎委員 よろしいですか。

情報公開制度と個人情報保護制度というのは、村の役場みたいに、こうなっているのではないかと思うのですよ。いつも区民の方々から私も苦情を受けることがあるのは、情報公開でお願いして、請求するのですけれども、黒塗りになっていて、肝心なところが全くわからぬいと。あれは何とかならないのといつも言われます。これは多分、ある程度隠しているのではないかというように、行政が誤解される面もあるのですよ。というのは、この間の中国の列車の、ああいうような感じで、行政というのはああいうことをやるのではないのというように思われてしまうから、やはりこれはそちらが、そちらがと言っては変なのですけれども、行政側が黒塗りになってしまっているところというのは、これはもう、そこで課長とか部長とか、そういう人たちが、その部分というのは、これはどのような形で黒塗りしているのですか。

○広報課長 今お話があつたとおり、情報公開制度と個人情報保護制度というのは裏腹といいますか、情報公開はしっかりと進めていくけれども、やはり個人の情報というのはしっかりと保護していくなくてはいけない。この両方をやっているところなのですが、個人情報、この概要でも説明しましたが、個人に関する情報ということで、氏名、住所、電話番号、職業、収入、口座番号など個人を示す情報、あるいは特定の個人が識別され、または識別され得る一切の情報ということになりますので、請求のあった行政情報につきまして一件ずつ、個人情報がきちんと保護されているかということでチェックすると、黒塗りになるということでございます。

○宮崎委員 それなら、黒塗りになっているのは、個人情報に関するところだけなのですか。必ずしもそうでもないのでは。個人情報に関するから黒塗りになっているのですか。

○広報課長 それがほとんどなのですけれども、情報公開制度で条例第7条というのがあります。第7条に、ここで例外規定ということが、公開しないことができる情報ということがありますと、こういったことに該当するところはいわゆる非公開という扱いになりますので。情報全体が非公開となるか、あるいは行政情報の一部がそれに該当するということで非公開になる

という、色々なケースが考えられるところであります。

○前田副会長 前田です。よろしいですか。

今の質問は、要するに、区が情報公開をした部分で黒塗りになっている。黒塗りはどういうように信用できるのだということですよね。区民としては、その手続がどういうように、適正に行われているのかということを知りたいのだという、今、質問だったと思うのです。ですから、単に例外規定があって、それに該当するからというだけでは、区民は納得しないと。その黒塗りに至る手順はどういうふうに区民に説明しているのだろうかという質問かなと僕は理解しています。

○宮崎委員 そうなのですけれどもね。やはり皆さん、黒塗りになっていて、それが物事の、そのテーマの肝心な部分がいつもそうなっている場合が多いわけです。

○中山委員 よろしいでしょうか。

○宮崎委員 それは。どうぞ、中山さん。

○中山委員 実は、今日の黄色い本の51ページに情報公開条例第15条の解釈が書いてあって、理由付記等というのがあって、理由の付記については、根拠規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならぬと、こう書かれています。

私も委員をさせていただいている、何件か情報公開をお願いして、いただいているものもあるのですが、多分、妥当な黒塗りもあるのだろうなとは思うのですが、先ほどから宮崎委員がおっしゃっているように、黒くなっているだけで、さらには、個人の情報のためとか法人情報としか書かれていらないような公開決定通知書が多くて、理由の付記というのは、個人の情報とか法人情報とだけ書くのでは駄目で、多分、例えばこういう情報を出すと、法人のこういう不利益になるからとか、そういう理由付記がもう少し丁寧でもいいのかなと感じる時があって、宮崎委員の周りの方が本当にこの黒塗りはいいのというのは、公開決定通知の非公開部分の理由の付記が足りないから、そういうように感じられてしまっているところがあるのではないかという気がするのですけれども。

○広報課長 公開決定通知書に条例文があるのですが、非開示の場合で、88ページですね、ここに非公開とする理由及び根拠となっております。ここに条例第7条第何号に該当するというように書かれている上に理由が付記されています。

○中山委員 そうです。でも。よろしいでしょうか。

○広報課長 はい。

○中山委員 根拠として、条例第7条第3号に該当するためと書いてあって、理由として法人

の情報としか書かれていないような、そういう一部公開決定通知書を僕は何回かもらったことがあるのです。確か最高裁かなんかの判例でも、そういう条例のどういうか、条文を単にただ羅列しただけではいけないというようなものが確かにあったはずで、ですから、もう少し理由の付記が丁寧にされているとありがたいと。

多分そこが、宮崎委員の周りの方が、肝心なところが黒塗りなのですという時に、その黒塗りにしたのは、個人のこういう情報を出してしまってから、例えば個人の病歴を出すことになるからとか、法人の企業秘密を出すことになるからとか、そういうふうに書かれていれば、ある程度わかるのだと思うのですけれども、多分その理由の開示がちょっと足りないのかなという場合を感じたことがあります。

○宮崎委員 そうですね。

○前田副会長 前田です。

今の話だけれども、非公開に対しては異議の申立てができるとなっている。その時に、ある程度、異議の申立ての理由を書かなくてはいけないですね。それは第何条に該当すると言われたからというだけでは、全くこれは異議の申立ての要件をなしていないわけで、それをある程度、何々がこうあって、こうだから、第何条に該当するとやってくれれば、その部分に対して異議の申立て、異議理由を述べることが出来るわけですよね。

ただいま中山委員が言ったように、僕も今聞いて驚いたのですけれども、それだけでは全然理由の付記にならないし、異議の申立てしたところで、何をやっているのという話になってしまふわけです。

○中山委員 私は本区に対して異議申立てをしたことはないのですが、多分、異議申立てとかをすると、審査会の理由説明書か何かのところで、初めてこういう理由だというのが出てくるのだと思うのですけれども、それだったら初めから、非公開決定通知書のところで、副会長がおっしゃったように、ある程度、異議申立てとか、場合によっては訴訟とかをしやすいような理由開示を心がけていただいたほうがいいというように感じました。

○前田副会長 そうですね、行政サービスですね。

○広報課長 これにつきましては、私どもは、今、宮崎委員がおっしゃったとおり、現状について十分だと思っておりません。それで、今年の6月に、担当する課長が全部、庶務担の課長が集まる会議で、一部公開決定あるいは非公開決定通知書の記載方法ということで、理由をきちんと書きなさいと。それから、望ましい記載例まで載せて徹底するのと同時に、うちのほうで事務用のパソコンがありまして、そこの全庁掲示板という掲示板があるのでけれども、そ

こに全職員に対しまして、その点を徹底するようには通知したところでございます。

その辺は、委員がご心配されるとおり、私どもはそういう認識でございますので、そういうところを全庁的に徹底したところでございます。

○内山会長 今の、非公開決定をする決定権者は実施機関の課長ですか。

○広報課長 そうです。

○内山会長 ですから、全ての委員のご意見は、判断権者がたくさんおられるので、その方々に統一したマニュアルといいますか、方針を伝えていただいて、適切に運営をしていただくということだと思います。

○中山委員 もう1点だけいいですか。

最終的には多分、実施機関の課長が決裁するのだと思うのですが、例えば判断が微妙であったり、もしくは理由の付記とかが適切か不適切か迷われるようなケースに関しては、広報課に情報公開のエキスパートの主査とかがいらっしゃるわけですから、ある程度、内部協議のようなものをして、区の中でも上手な統一のような、要するに、最終決定権者は課長かもしれないのですけれども、広報課のほうがある程度チェックできるようなところがあるほうがいいということを感じたりする時があります。

○広報課長 事前の打ち合わせといいますか、そういったものを現実に数多くやっております。昨日も担当主査のほうに、実施機関が色々迷われた時とか、そういったことについて、私どもの職員がその辺をアドバイスしながら、公平性といいますか、役所全体で同じ目標ができるような形をとっているところでございます。

今申し上げた通り、決定はあくまでも課長ですので、事前に協議を前提としてはおりませんが、そういったケースで私どもにいろいろ問い合わせ等が今まで数多くあったところです。

○宮崎委員 よろしいですか。

だから、会長がおっしゃったように、マニュアルみたいなものが今はまだ無いのですよね。

○広報課長 この事務要領がマニュアル。

○宮崎委員 一応これがマニュアルになっているのですか。

○広報課長 はい。それで、ここにも原則的なことは書いております。ただ、もう一つ徹底、書いてあるのですけれども、それをなかなか徹底できないところがありますので、それをその都度打ち出して、もう少し細かく徹底するようにしたいと思います。

○宮崎委員 何かそういった理由づけというか、きちんと皆さんに本当に理解していただけるようなものを書いていかないと、これは何なのか、隠しているのではないかというように思わ

れてしまうから。それはやはり良くないと私は思っているのです。ですから、それはきっちと説明ができる範囲でやるべきだと思います。よろしくお願ひします。

○広報課長 これはやはり書面で理由付けて、書面だけで全部理解というのはなかなか難しい状況もありますので、その時に一緒にお話ししましたのは、実施機関で担当の職員が情報公開する時に、口頭できちと説明した上で決定通知書を渡すようにという話も話しております。

○中山委員 よろしいですか。

でも、やはり書面にちゃんと書かれていることは非常に重要なことです。

○広報課長 書面に書かれるのが、第一なのですけれども。

○中山委員 はい。

それで、情報公開の事例ではないのですが、先月、北海道の建築士の人が建築士資格を取り消された時に、国が取消の理由をきちんと書かなかつた。札幌地裁と札幌高裁ではそのまま取消を認めたけれども、最高裁に行って、理由の付記が足りないからという理由だけで建築士の取消処分の取消がされるというようなことが起きて、やはり今ならば、理由をちゃんと説明することというのがどうも行政庁にすごく求められていることのようなので、そこら辺はちゃんと書いていただきたいと思います。

それから、もう1点だけいいでしょうか。先程宮崎委員の周りの方で、これは隠しているのではないかという話をされた方がいるということですけれども、私の知人で、区にある都市計画の図面かなにかを見せて欲しいという公開請求をしたら、その変移がどうなるかということを知りたかったのに、最後のところしか残っていなくてということだったのだそうです。

それで、それでも、今、私がこのマニュアルを見ていると、9ページのところに保存の期限とかも書かれていますので、ですから多分、そのルールにのっとってされているのだとは思うのですけれども、今、私が見てみると、75ページのところに行政情報の管理として、情報公開条例第26条というところで、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため行政情報を適正に管理するものとすると書かれていて、情報がちゃんと残っていないと、情報公開を請求しても出てこないことになってしまふので。でも、そこはちゃんと適正に管理されているものだと私は信じているのですけれども、情報の公開と文書の管理というのは多分ワンセットな話なのだと思いますから。

特にこの9ページのところで、それぞれの区分の内容は別に定めるとしか書かれていないので、その辺も、先程の話ではないですけれども、上手に広報課の情報公開担当の主査の方が、やはりエキスパートがいらっしゃるわけですから、調整を取りながら、どういう文書がきっち

りと各課に残っているべきかみたいなことを議論していただけだとありがたいという気がしました。

○広報課長 今、具体的にそれが、経緯の図面がなくて、最終的な図面ということなのですけれども、そのときは、そういうものは実際無いということで。

○中山委員 だから、多分、私としては、途中のドラフトだったからということで、ただなかつただけで、もしかしたら、いわゆる組織共用文書にもなってなかったのかもしれないと思うのです。だから、最後が残っていればいいと思うのですが、多分その開示を求めた方は、どういうように計画が煮詰まっていくのかが知りたかったのだと思われる所以。だから、例えばここだと、きょう初めて、いや、前にもいただきながら、余りきちんと見ていなかったのですが、資料情報等で、課長を中心とする、要するに審議にかかった場合には残すようなことが書かれていますので、だから、短期間でもある程度のものは残っていると意味があるという気がしましたから、上手に情報の管理をしていただけるとありがたいと、それだけです。具体的なことではなくて、抽象的に、文書の管理は重要だということだけを申し上げたわけです。

○内山会長 文京区の文書の管理については、何か規則とか定められていますか。文書管理規則というのが文京区にありますか。

○広報課長 はい。

○内山会長 それに基づいて管理をされていますか。

○広報課長 そうですね。ここにも保存年限が一応全て載っておりますし、それに基づいて情報を管理しているということです。

○内山会長 適正に管理するという意味は、保管すべきものは保管するべきですし、保存期間を過ぎたものは廃棄する。それが適正という意味だと思いますけれども、それが適正になされているかどうかというのは、どこの部署の所管になるのでしょうか。それぞれの。文書課のような課がありますか。

○広報課長 総務課の文書係というところがありまして、そこはトータルの文書全体を取り扱うところになって、そういう条例等も担当しているところですけれども、それにのっとって各所管が対応しています。

○内山会長 実施しているということですか。

○広報課長 はい。

○内山会長 はい、わかりました。

理由付記の点は、要望というより、今、中山委員がおっしゃった判例では、違法ということ

になるというようなことですか。適法な措置をしていたという意味では、理由付記というのは、要望かどうかというのではなくて、しなければいけないということだというようなことで徹底していただいたほうがよかろうとは思います。

それでは、資料に基づくご説明とそれについての質疑は、この程度で終わらせていただきます。

8 その他

○内山会長 その上で、次第の8、その他ということになりますが、事務局からご説明すべき事項がありますか。

○広報課長 それでは、お手元の席上配付の資料で、取消訴訟についてという資料があると思いますが、それに基づきまして説明させていただきます。

本件は、5月に開催しました第1回の運営審議会において報告しておりますが、新しい委員の方もいらっしゃいます。また、その後の状況について変化がありますので、ご報告いたします。

まず、事件概要でございますが、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの公開請求につきまして、区側が条例第7条第2号に基づきまして一部非公開としたことについて、昨年7月22日に行政情報一部非公開決定処分の取消訴訟が提起されました。一審の東京地裁において、本年、平成23年1月27日に請求棄却の判決がありました。原告は判決を不服として東京高裁に控訴が提起されたというところまで、5月の段階でご報告したところでございます。

その後、東京高裁において6月22日に控訴棄却の判決がありまして、7月6日付で最高裁に上告の提起がなされたということです。現在は係属中というようになっております。

以上でございます。

○内山会長 情報公開に関して、文京区に係属していた訴訟について、ご報告をいただいたということだと思います。このことについてご質問等があれば。

ちなみに、東京地裁は請求棄却じゃなくて、却下並びに棄却ということですね。義務づけ訴訟については却下して、開示請求の取消訴訟については棄却をした、正確に言えばそういうことになっています。いずれにしても、文京区の判断に間違いは無かったという判決のようでございます。

それでは、その他はございますか。

○広報課長 最後に、当運営審議会の会議の公開等につきまして確認をさせていただきたいと思います。

まず、当運営審議会の会議ですが、従来から一応公開とされております。傍聴を認めておりますので、今後もこのような取り扱いといたしたいと存じます。

また、会議録につきましては、話し言葉等若干整理した上で、発言内容をそのままの形でホームページ上に公開しております。今後、会議録の素案を整理した後、委員の皆さんにお示しをして、ご確認をいただいた後に公開させていただきたいというように考えております。

手順としましては、各運営審議会の終了後に会議録（案）ができ次第、郵送で皆様にお示ししたいと存じます。

このような取り扱いでよろしくお願ひいたします。

あと、今後の予定なのですけれども、今日現在のところ諮問を予定している案件がございませんので、そういう案件があり次第、またこの会議を開催する運びというようになると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

9・閉会

○内山会長 それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。ご苦労様でございました。